

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録 (生活福祉課)

日時：平成26年7月29日(火) 午後2時40分～午後3時20分

於：四條畷市上下水道局 大会議室

<出席委員> 小寺委員長(議長)、北川委員、前原委員、石井委員、湯元委員、村上委員、塩野委員、守屋委員、福田委員、小西委員、大滝委員、平山委員  
(順不同)

議長 それでは、時間となりましたので、会議を再開いたします。  
次第の3番目「なわてみんなの福祉プラン」についてご審議いただきます。事務局よろしくお願ひします。

事務局 まず、なわてみんなの福祉プランにかかる事務局の紹介をさせていただきます。  
(出席職員(熊谷・大塚・辻本・田中)の紹介)  
よろしくお願ひします。  
それでは、担当職員より説明させていただきます。

事務局 なわてみんなの福祉プランの平成26年度の取組みについての説明をさせていただきます。  
昨年度の本計画策定の際には、本プランにつきまして、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。今年度からこの計画に基づき、地域福祉についての事業を具体的に実行していくということになりますので、引き続き、よろしくお願ひします。  
なわてみんなの福祉プランは、基本目標が1から4までありまして、各基本目標ごとに取組みを説明させていただきます。  
資料をご覧ください。まず、基本目標1 地域福祉への意識の醸成  
(1) 地域交流の推進 地域の福祉活動について、必要な調整を図り情報の一元化に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行います。今年度の取組みとしては、地域の福祉活動について、現在、市では、「ボランティア・NPO法人・市民活動団体等活動情報一覧」を市ホームページ及び冊子(市の各施設の窓口に設置)により情報発信しています。地域協働課との連携により、当活動情報一覧の「保健、医療又は福祉の推進を図る活動」を行う個人又は団体数の増加を図

ることにより、地域の福祉活動についての情報の一元化を図ります。市では、この活動情報一覧で、NPO やボランティア団体等情報を把握し、情報発信に努めております。公益につながる活動をされている団体や個人なら、登録申請書に記入いただければ、登録ができます。この活動情報一覧に情報を掲載することで、ボランティア団体や個人の活動内容がわかり、ボランティアをしたい人と団体を結びつけることも可能になります。新しい団体ができたときや、一覧に掲載していない団体を把握した時には、登録を推進していきます。続きまして、(2) 地域福祉の理解の促進 地域における支え合いによる地域福祉について啓発を行います。

今年度は、幅広く、市民の方に地域福祉について、知ってもらったり、考えてもらうために、小地域ネットワークのサロン活動を市の広報誌で特集します。市の広報誌の表紙とその次のページを使って、小地域ネットワークのサロン活動を特集します。

小地域ネットワークのサロン活動は、地区によって異なりますが、地区福祉委員会の方が地区の掲示板や地区の回覧板で、開催日時や内容をお知らせしています。地域の方が地域の方のために取り組んでいただいている姿を多くの方に知ってもらい、地域福祉の大切さを理解してもらえたらと思っております。

続きまして 基本目標 2 地域を担う人材の育成

(2) ボランティア・NPO 活動等の支援 福祉コミュニティセンターを拠点に、福祉団体の活動場所を提供し、活動支援を行います。今年度の取組みは、高齢者、障がい者及び児童等の社会参加を促進するとともに、ボランティア活動の育成を目的として、福祉コミュニティセンターを設置・運営しています。今年度は、福祉コミュニティセンターの周知を行い、利用件数の増加を図ります。

福祉コミュニティセンターは、記載したとおり、高齢者、障がい者、児童等の社会参加を促進するとともに、ボランティア活動の育成を図るために設置された施設です。民間のノウハウを活かし、設置された目的をより効果的に達成するために指定管理者制度を採用し、管理・運営しています。指定管理者は、5年ごとに選定を行うことになっており、昨年度、選定を行いました。市民の平等な利用が確保されること、施設の効用を最大限発揮させることができること、施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。管理経費の縮減が図られること、その他、市施策との整合など施設の管理に際して

必要とする取組みを行っていることなどを選定基準とし、四條畷市指定管理者選定・評価委員会の中で慎重なご審議をいただきまして、結果、今年度も引き続き、国際ライフパートナーが管理・運営を行うことになりました。福祉コミュニティセンターでは、運動サポーターさんと協力して、男性限定のカラコロ体操や、創陶会という団体を講師として高齢者の陶芸教室を実施したり、指定管理者による様々な自主事業を展開しています。今年度からも指定管理者がこれまで培った団体や人とのつながりを大事にしながら、利用件数の増加に向けて取り組みます。2 ページ目の真ん中です。福祉基金助成金ですが、資料に掲載したとおりの団体に平成 25 年度助成金合計 206 万 5476 円を交付しました。福祉基金助成金は、市民の積極的な福祉活動の振興を図るために、条例に基づき設置された福祉基金を活用し、助成金を交付するものです。福祉基金を活用し、市内で活躍する団体への支援を行うことで、団体のみでは普段できないような大きな事業を行い、その団体の目的達成を支援します。また、普段、遠方に行くことが難しい障がいの当事者団体や父母の会などが、この基金を使いリフト付きのバスなどを借りてレクリエーションを楽しむなど、市民の積極的な福祉活動の振興を図るために活用されています。今年度も福祉基金助成金の申請を受け付け、14 事業について、交付決定がおりたところです。9 月には、後期の福祉基金助成金の受付が始まります。今後も、市内で福祉活動を行う団体に助成金を交付することで、団体の積極的な活動を支援してまいります。

続きまして、基本目標 3 地域での支え合いの充実

(2) 相談に結びつけるための支援の充実 CSW と各地区のサロン活動のつながりがもてるように交流機会の創出に努めます。

昨年度と同じく、今年度もコミュニティソーシャルワーカーを 3 名配置しております。CSW 配置事業は、市町村における地域福祉セーフティネットを機能させるため、CSW を一定のサービス圏域に配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るとともに、地域福祉力、地域の様々な福祉課題を行政、専門職及び地域住民の協働により解決していく力の向上を目指すことを目的としています。今年度は、小地域ネットワーク 19 地区に我々、地域福祉担当職員が実際に参加し、地域の現状を把握するとともに CSW と各地区との連携に努めます。地区それぞれの特色を理解するとともに、四條畷市地域福祉連絡協議会において、共有したいと思えます。

続きまして、資料 3 ページ下の (3) 災害対策の推進と避難行動要

支援者の支援体制の強化です。避難行動要支援者名簿の整備及び定期的な更新等の管理や避難支援等関係者との情報共有等を行い、発災時に有効に活用される体制づくりを進めますということで、今年度の取組みは、避難行動要支援者名簿を作成します。作成にあたっては、この名簿を避難支援等関係者に配布し、情報共有することを考え、名簿に掲載する項目や名簿の配付及び管理方法について、慎重に議論する必要があります。平成25年に災害対策基本法の改正があり、市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成しておかなければならないという義務付けができました。

それに伴いまして、本市においては、昨年、四條畷市地域防災計画を改定し、資料の4ページの四角く囲んだ部分にあるような、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の定義とさせていただきました。

今年度は、この避難行動要支援者名簿の作成を目標とし、今後この名簿を基に、ご本人の情報をあらかじめ避難支援等関係者へ提供するための同意をとることになります。平成25年8月には、内閣府防災担当より、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が策定され、避難行動要支援者についての具体的な取組みについての考えが示されました。これを基に、第3期四條畷市地域福祉計画の中で重点的な取組みと位置付けている「基本目標3-3 災害対策の推進と避難行動要支援者の支援体制の強化について」本市においてもさらなる推進を図りたいと考えております。

続きまして、資料4ページの真ん中、基本目標4（1）福祉に関わる権利擁護についてです。今年度の取組みは、高齢者分野では、高齢者の人権を意識し、高齢者本人が本人らしい生活ができるようにケアマネ連絡会において高齢者の人権についてのグループワークを予定しています。障がい者分野では、広く市民の方に障がい者の虐待防止について知ってもらうために障がい者の虐待防止をテーマとした講演会を予定しています。児童の分野では、民生委員児童委員協議会の定例会において、子育て総合支援センターの職員が講演を行います。地域の見守りを通じて、虐待の恐れがある家庭や育児の支援が必要な家庭の把握に努めます。このように各分野において、虐待・人権侵害防止に向けた啓発活動について、取組みを行います。

最後の項目になります。福祉サービスに関する市民の意見を把握し、改善に努めます。市が所管する社会福祉法人において、苦情解決体制整備と苦情解決体制の利用者への周知の徹底を推進します。苦情への

適切な対応により、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援します。

平成25年4月1日から、社会福祉法等の改正により、主たる事務所が四條畷市内にあり市内のみで事業を行う社会福祉法人の設立認可及び指導監査等の権限が大阪府から本市へ移譲されました。市内には、10法人ありまして、去年は、5法人の監査を行いましたので、今年度も同じペースで監査を行いたいと思っています。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に規定される法人であり、極めて公共性の高い公益法人として、適正な運営が求められ、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図る必要があります。利用者が安心して、社会福祉法人のサービスを受けられるように、社会福祉法人の苦情解決についても1つの監査項目として、監査を実施します。苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者の選任がされているか、要件を満たした第三者委員が選任されているか、苦情解決の仕組みについて利用者、家族等へ周知されているかなどをチェックしていきます。以上が平成26年度のなわてみんなの福祉プランの取組みになります。

議長 ただ今、事務局からの説明は、おわりました。今年度の取組みについて何かご質問がある方は、どうぞ。

村上委員 資料の3ページの避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に配布し、情報提供とありますね。市町村が名簿を作らないといけなくなったということですね。民生委員もいままで、緊急連絡カードを配布したり、地区をまわってますが、この名簿の調査の方法や情報共有の方法など、新しいことなので、民生委員としても知っておいた方がいいかと思ひまして、決まっているところまででいいので、教えていただきたいと思ひます。

議長 どこまで進捗しているかということですね。事務局、どうでしょうか。

事務局 4月に防災計画を改定しまして、要援護者支援制度から避難行動要支援者に名前がかわりました。今までの登録者が約220名ほどおられたのですが、これが一旦廃止になるということで、今後それに伴う災害マニュアルが改定されると聞いています。府の方では、7月頃にガイドラインが策定されるということで、少し遅れていますが、本市において

もそのガイドラインをもとに避難行動要支援者の制度を立ち上げる予定でございます。基本的には、従来の要援護者支援制度と同じでございますが、法律で市町村が名簿を備えておかないといけないということが義務づけられたということでございます。民生委員さんには、要援護者支援制度の際もご協力をいただき、感謝しております。今回の民生委員さんの高齢者調査とガイドライン施行のタイミングが合えばと考えておりますが。他市においては、直接郵送という形で、登録の希望者を募ることを考えているところもあると聞いております。本市も多くの対象者が登録をしていただけるように検討していきたいと考えております。

議 長 他、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。  
ないようですので、これで「なわてみんなの福祉プランについて」の審議は終了させていただきます。みなさん、ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。